

の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に沿って、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、自然環境及び社会環境が適正に保全されるよう、大気、水等を良好な状態に保持すること。
- (2) 多様な自然環境を適正に保全し、生態系及び生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量等を図り、環境への負荷の少ない日常生活及び事業活動への転換を促進すること。
- (5) すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、審議会（宇部市環境審議会条例（平成6年条例第26号）第1条の宇部市環境審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(部門ごとの計画)

第9条 市長は、環境基本計画に基づく施策を実施するに当たり必要があるときは、部門ごとの計画を別に定めることができる。

(環境基本計画との整合)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境基本計画の進捗状況を管理し、環境の状況及び環境の保全等に関して実施した施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2節 環境の保全等のための施策

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と良好な環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する措置への支援)

第13条 市長は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適正な支援をするよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備の推進)

第14条 市長は、下水道、公共的な廃棄物処理施設その他の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の環境の保全等に資する施設の整備に努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習等の推進)

第15条 市長は、環境の保全等に係る市民及び事業者の理解を深めるため、環境の保全等に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等の推進)

第16条 市長は、市民及び事業者による資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、施設の整備及び維持管理その他の市の事務事業の実施に当たっては、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(地球環境の保全のための施策の推進)

第17条 市長は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(国際環境協力の推進)

第18条 市長は、国、県、国際的な機関その他の団体と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等を行い、国際環境協力の推進に努めるものとする。

(自然との共生の推進)

第19条 市長は、自然環境の体系的な保全について配慮するとともに、市民と自然のふれあいの場の

確保に努めるものとする。

(歴史・伝統文化の保全等)

第20条 市長は、快適な社会環境を確保するため、文化遺産その他の歴史・伝統文化の保全及び継承に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等が行う環境の保全等に関する活動の促進)

第21条 市長は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市長は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の規定による活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第23条 市長は、良好な環境及び地球環境の保全のため、必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 公害の防止

#### 第1節 公害防止施策及び公害防止義務

(規制基準の設定)

第25条 市長は、法令及び山口県条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、公害を防止するための規制基準（以下「規制基準」という。）を市規則で定めることができる。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。規制基準を変更しようとするときも同様とする。

(事業者に対する指導等)

第26条 市長は、事業者が公害の防止のために行う施設の設置又は整備について必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業用施設の管理)

第27条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、常に必要な措置を講ずるとともに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(公害防止技術の研究及び開発)

第28条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止教育等の徹底)

第29条 事業者は、その従業員に対し、公害の防止に必要な教育を行うとともに、公害防止のための

指示等を徹底しなければならない。

## 第2節 工場、事業場等に関する規制

(特定工場等の設置等に係る事前協議)

第30条 市規則で定める工場、事業場等（以下「特定工場等」という。）を設置しようとする者は、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 特定工場等を設置している者は、市規則で定める事項を変更しようとするときは、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指導又は勧告)

第31条 市長は、前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）があった場合において、その内容が法令等及び規制基準に適合しないと認めるとき又は良好な環境を維持することができないと認めるときは、特定工場等の設置又は変更に係る計画の変更を指導し、又は勧告することができる。

(工事の完了等の届出)

第32条 事前協議をした者（以下「事前協議者」という。）は、特定工場等の設置又は変更に係る工事が完了したときは、当該完了の日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 事前協議者は、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき又は特定工場等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第33条 事前協議者から特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、その地位を承継する。

2 事前協議者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その地位を承継する。

3 前二項の規定により事前協議者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事故があったときの措置等)

第34条 特定工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故により人の健康又は良好な環境に支障を及ぼしたときは、直ちに、必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかに事故の再発防止に関する計画を市長に提出しなければならない。

## 第3節 建設工事に関する規制

(特定建設作業の周知義務)

第35条 法令等で定められた特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該法令等で定められた規制基準を遵守するとともに、あらかじめ周辺住民に対し、作業時間及び騒音、振動等の防止方法について周知を図るよう努めなければならない。

#### 第4節 畜舎に関する規制

(畜舎の適正な管理義務)

第36条 家畜(牛、馬、豚、鶏、めん羊及び山羊をいう。)を飼養する施設(以下「畜舎」という。)を設置している者は、常に当該畜舎を適正に管理し、はえの発生、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

(汚物等処理施設の設置)

第37条 畜舎を設置している者又は設置しようとする者は、当該畜舎から生ずる汚物及び汚水を適正に処理することができる施設(以下「汚物等処理施設」という。)を設けなければならない。

(汚物等処理施設の設置に係る事前協議等)

第38条 汚物等処理施設を設置しようとする者は、当該汚物等処理施設の構造設備について、当該設置に係る工事に着手しようとする日の30日前までに市長に協議しなければならない。構造設備を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、構造設備を是正させる必要があると認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

(氏名の変更等の届出)

第39条 前条第1項の規定による協議をした者は、氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、当該変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(汚物等処理施設の廃止に係る事前協議)

第40条 第38条第1項の規定による協議をした者は、汚物等処理施設の使用を廃止しようとするときは、当該廃止をしようとする日の10日前までにその旨を市長に協議しなければならない。

#### 第5節 航空機騒音等に関する規制

(航空機騒音等の防止義務)

第41条 山口宇部空港の設置者及び当該空港を使用する航空運送事業者(以下「空港設置者等」という。)は、良好な環境を保全するため、航空機から発生する騒音及び排気ガス等(以下「航空機騒音等」という。)の防止についての努力を怠ってはならない。

(航空機騒音等に係る事前協議等)

第42条 空港設置者等は、運航の方法、発着回数、航空路線又は航空機の型式その他航空機騒音等に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、航空機騒音等の軽減及び防除について、空港設置者等と協議を行うよう努めるものとする。

### 第4章 良好な環境の保全

#### 第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第43条 市長は、占有し、又は管理する道路、公園、学校その他の公共施設において緑化を図ることにより、緑と花のまちづくりを推進するものとする。

2 官公署（本市を除く。）及び公共的団体の長は、占有し、又は管理する公共施設において、前項に規定する市の施策に準じて、市が推進する緑と花のまちづくりに協力するものとする。

（民有地の緑化）

第44条 市民は、占有し、又は管理する土地の空間を利用して植樹又は草花等を植えること（以下「植樹等」という。）により、社会環境の快適化を図るよう努めなければならない。

（工場等の緑化）

第45条 工場、事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該工場、事業場等の敷地を最大限に利用して植樹等を行い、周辺の良い環境を保全するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の植樹等について必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

（保存樹等の指定等）

第46条 市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）の規定により、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他の保存に関し必要な助言又は支援をすることができる。

## 第2節 土地の利用等に関する規制

（土地利用に係る事前協議）

第47条 市規則で定める規模以上の土地の売買等の契約又は開発事業を行おうとする者は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（指導等及び協定）

第48条 市長は、前条の規定により協議をした者に対し、良好な環境の保全のため必要な指導、勧告、変更又は中止の申出ができるとともに、特に必要と認めるときは、事業主と協定を締結することができる。

## 第3節 公共の場所に関する規制

（公共の場所への廃棄物の投棄の禁止等）

第49条 すべての人は、道路その他の公共の場所にびん、缶、犬の糞便その他の廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

（土木、建築等の工事施行者等の義務）

第50条 土木、建築等の工事を行う者は、当該工事に伴う土砂、廃材又は資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又はたい積しないよう適正な管理に努めなければならない。

（土砂等の採取者等の義務）

第51条 土砂、碎石（以下「土砂等」という。）を採取し、又は宅地造成等の開発行為を行う者は、道路その他の公共の場所への土砂等の流出の防止に努めなければならない。

(たい積させた土砂等の排除義務)

第52条 道路その他の公共の場所に土砂等を流出させ、又はたい積させた者は、自らの責任と負担において当該土砂等を排除しなければならない。

(土砂等の運搬規制)

第53条 市規則で定める量以上の土砂等を同一の道路を自動車で反覆して運搬しようとする者は、当該運搬を開始しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する届出期間を変更することができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、土砂等の運搬を開始するに当たっては、道路の良好な環境を侵害しないよう市規則で定める事項について必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第54条 市長は、第50条から前条(第1項及び第2項の規定を除く。)までの規定に違反し、公共の場所の良好な環境を侵害している者に対し、施設の設置、改善、土砂等の排除その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 第4節 車両の駐車等に関する規制

(不法駐車 of 禁止等)

第55条 車両の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し、又は他人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

2 市長は、車両の運転者又は保有者が道路その他車両の保管場所として使用することができない場所に駐車しないよう、関係行政機関と協力して適正な駐車又は保管に関し必要な指導をすることができる。

(駐車施設の設置に係る指導)

第56条 市長は、建築物(宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和47年条例第29号)の規定が適用される建築物を除く。)を新築し、改築し、又は増築しようとする者に対し、駐車施設を設置するよう指導することができる。

#### 第5節 日照等の障害の防止

(日照障害の防止)

第57条 建築物の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認又は第18条第2項の規定による通知をしなければならない建築物を建築しようとするときは、あらかじめ、当該建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響を調査し、日照の障害により近隣の社会環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(放送電波受信障害の防止)

第58条 建築物の建築主は、当該建築物により近隣の住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に障害を与えたときは、障害を受ける近隣の住民と協議の上、当該住民が正常な放送電波を受信で

きるよう、当該建築物又はその他の場所に共同受信設備その他の必要な設備を設置しなければならない。

#### 第6節 ため池等の管理及び家庭排水の処理

(ため池等の管理者の義務)

第59条 市民が頻繁に通行する道路等の周辺のため池、用排水路等（以下「ため池等」という。）の管理者は、当該道路等の周辺の環境の保全を図るため、当該ため池等の適切な維持管理に努めなければならない。

(ため池等へ排出する家庭排水の処理)

第60条 家庭排水をため池等に排出する者は、浄化槽等を設置し、及び適正な維持管理をすることにより、汚水、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

#### 第7節 空地等の管理

(空地の占有者等の義務)

第61条 空地を占有し、又は管理する者（以下「空地占有者等」という。）は、繁茂した雑草又は廃棄物の除去その他の空地の適正な管理を行い、近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

2 空地占有者等は、空地の見やすい場所に当該占有者等の住所、氏名及び連絡方法を表示した立札を設置しなければならない。

(勧告)

第62条 市長は、空地占有者等が前条第1項の規定に違反して近隣の社会環境を著しく侵害していると認めるときは、当該空地占有者等に対し、雑草又は廃棄物の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(土地、建物等の清潔保持)

第63条 市民は、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の社会環境を保全するよう努めなければならない。

### 第5章 雑則

(苦情の処理)

第64条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情があったときは、速やかに実情を調査し、適切な処理をするよう努めるものとする。

(報告の聴取)

第65条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、環境保全対策その他について必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第66条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場その他の場所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対する指導若しくは指示を行わせるこ



とができる。

- 2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令）

第67条 市長は、この条例の規定に違反した関係者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（違反の公表）

第68条 市長は、前条の規定による命令に従わない者があった場合において、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、違反した事実の内容を公表することができる。

（委任）

第69条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 2 宇部市環境審議会条例

〔平成6年9月30日〕  
宇部市条例第26号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宇部市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 企業の代表者
- (5) 民間団体等の代表者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員若干人を置くことができる。

4 特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第5条の規定は、部会の会議に準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (省略)

### 3 宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成16年10月8日〕  
〔宇部市条例第63号〕

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用（活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。）を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備、作業方法の改善その他必要な方策を講ずることにより、能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、物品の調達に当たっては、再生品の使用その他の方法により、自ら再利用の推進に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発並びに市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図るとともに、生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、廃棄物の分別排出その他の廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制、生じた廃棄物の再利用等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、

容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、包装の過剰な使用の抑制、簡易な包装の選択等により、廃棄物の発生を抑制に配慮した包装の使用を推進するとともに、再利用が可能な包装、容器等の使用、使用後の包装、容器等の回収等により、包装、容器等の再利用の推進に努めなければならない。

5 前4項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持等)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 すべての人は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 土木、建築等の工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整備に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、又は重要な変更をしたときは、これを告示する。

(排出の制限等)

第8条 次に掲げる物は、一般廃棄物の収集場所及び市の一般廃棄物処理施設に排出し、又は搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積、重量又は長さが大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) その他特に市長が指定する物

2 市長は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとする者に対し、必要な指示を行うことができる。

(搬入の制限等)

第9条 一般廃棄物（法第11条第2項の規定により処理するものを含む。第3項及び第13条第1項において同じ。）を自ら又は委託により市の一般廃棄物処理施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 搬入者は、市規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、一般廃棄物の受入れに際し、第1項の規定による申出の内容と異なるとき又は搬入者が前項の受入基準に従わないときは、当該搬入者に対し、その受入れを拒否することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理の促進に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業活動に伴い市規則で定める量の一般廃棄物を発生させる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項について指示することができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項を調査審議させるため、宇部市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 一般廃棄物(次項に定めるものを除く。)の収集、運搬及び処分に係る手数料の額は、別表第1に定める額又は別表第2に定める基本手数料の額(次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を加算した額)に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額及び地方消費税額」という。)を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 市長が指定した収集日以外の日に、し尿を収集する場合

別表第3に定める特別手数料の額

(2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項に規定する建築物について同項に規定する下水の処理を開始すべき日以後に、し尿を収集する場合(ただし、同条第3項ただし書に規定する場合及び水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると市長が認める場合を除く。)

別表第4に定める特別手数料の額

2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の規定により再商品化等が実施される特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。)の収集及び運搬に係る手数料の額は、特定家庭用機器廃棄物1個につき5,000円を超えない範囲内で市規則で定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第14条 市長は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定の適用を受けたときその他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第15条 第13条の手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) じんかい処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

(2) し尿処理に係る基本手数料及び特別手数料

あらかじめくみ取り券を発行し、現金と引換えに徴収（以下「くみ取り券制」という。）し、又はその都度納入通知書により徴収（以下「認定徴収制」という。）するものとする。

(3) 特定家庭用機器廃棄物の処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。

(一般廃棄物処理業許可申請手数料等)

第16条 法第7条第1項、第6項若しくは第7条の2第1項の許可、法第7条第2項若しくは第7項の許可の更新又は次条第2項の許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可、許可の更新又は許可証の再交付の申請の際、別表第5に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付等)

第17条 市長は、法第7条第1項又は第6項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 前項の規定により交付された許可証を紛失し、又はき損した者は、市長に対し、直ちにその理由を届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業許可申請手数料等)

第18条 浄化槽法第35条第1項の許可又は次条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可又は許可証の再交付の申請の際、別表第6に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第19条 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 市長は、前項の許可に2年以内の期限を付するものとする。

3 第17条第2項の規定は、第1項の規定により許可証を交付された者について準用する。

(立入検査)

第20条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号、第16条及び第18条の規定は平成17年4月1日から、第13条第1項第2号の規定は平成18年4月1日から施行する。

2 第13条第1項(各号列記以外の部分に限る。)の規定は平成16年11月1日以後の収集、運搬及び処分に係るものから、同項(第1号の部分に限る。)の規定は平成17年4月1日以後の収集に係るものから、第16条及び第18条の規定は同日以後の申請に係るものから、第13条第1項(第2号の部分に限る。)の規定は平成18年4月1日以後の収集に係るものから適用する。

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

3 本市との合併前の厚狭郡楠町の区域内において合併の日(以下「合併日」という。)から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、楠町廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成9年楠町条例第12号)の規定による取扱いの例による。

4 厚狭郡楠町との合併前の本市の区域内において合併日から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 合併日前に法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により宇部市長又は厚狭郡楠町長が許可した者に対して交付した許可証については、第17条又は19条の規定により交付したものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第45号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2、別表第3及び別表第4の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は平成20年4月1日以後に市の一般廃棄物処理施設に搬入するじんかいの処理に係るものから、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定は同年6月1日以後に処理するし尿に係るものから適用する。



別表第1（第13条関係）

（平成19条例45・一部改正）

じんかい処理に係る手数料

内 容	手 数 料 の 額
排出者が自ら又は委託により市の焼却施設（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 10kg以下 無料 2. 10kgを超え100kg未満 500円 3. 100kg以上110kg未満 1,300円 4. 10kg増すまでごとに130円を加算する。
排出者が自ら又は委託により宇部市リサイクルプラザ（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装をいう。ただし、それぞれ分別されているものに限る。以下同じ。） イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え100kg以下 350円 ハ 100kg増すまでごとに350円を加算する。 2. 1以外の不燃物 イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え100kg未満 500円 ハ 100kg以上110kg未満 1,300円 ニ 10kg増すまでごとに130円を加算する。 3. 市規則で定める解体を要するじんかいは、1個につき200円を加算する。
排出者が自ら又は委託により市の埋立地に搬入する場合	1. 100kg以下 650円 2. 100kg増すまでごとに650円を加算する。
臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合	1. 品目によるもの 市規則で定める品目1個につき、1,000円の範囲内で市規則で定める額 2. 重量によるもの 100kgにつき 1,100円
飼い主の依頼により市が犬、猫等の死体を収集、運搬及び処分する場合	1匹につき 500円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、一般家庭において生じたじんかいをそれぞれ搬入すべき市の施設に排出者が自ら搬入する場合で、宇部市リサイクルプラザに搬入するとき（市規則で定める品目に限

る。)は、臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合の市規則で定める手数料の額の二分の一の額を手数料として当該搬入者から徴収するものとし、市の埋立地に搬入するときは、じんかいの総重量350kgまでの手数料は、無料とする。

2 宇部市リサイクルプラザに資源物及び資源物以外の不燃物を分別して同一車両で同時に搬入する場合の手数料は、分別したことにより手数料の額の合計が分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額を上回るときは、分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額とする。

3 犬、猫等の死体を飼い主が自ら市の焼却施設に搬入するときの手数料は、無料とする。

別表第2 (第13条関係)

(平成19条例45・一部改正)

し尿処理に係る手数料

種 別	手 数 料 の 額	
基本手数料	くみ取り券制	1荷(36リットル)につき 458円
	認定徴収制	1荷(36リットル)につき 503円

説明： 1荷を超えて生じた端数は、0.5荷(18リットル)未満は切り捨て、0.5荷(18リットル)以上は切り上げるものとし、1荷に満たないときの端数は、1荷とみなす。

別表第3 (第13条関係)

(平成19条例45・一部改正)

種 別	手 数 料 の 額	
特別手数料	臨時加算	便槽1個1回の収集につき 915円

別表第4 (第13条関係)

(平成19条例45・一部改正)

種 別	手 数 料 の 額	
特別手数料	地域加算	便槽1個1回の収集につき 915円

別表第5 (第16条関係)

一般廃棄物処理業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1件につき)	件数の区分
法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	12,600円	1枚をもって1件とする。

法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	12,600円	1枚をもって1件とする。
法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	2,100円	
法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に対する審査	2,100円	
法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	2,100円	
第17条第2項の規定による許可証の再交付	1,050円	

別表第6（第18条関係）

浄化槽清掃業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1件につき)	件数の区分
浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	12,600円 (更新の場合にあつては、 2,100円)	一枚をもって1件とする
第19条第3項の規定による許可証の再交付	1,050円	

## 4 宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例

〔平成24年6月26日〕  
宇部市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進等を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、廃プラスチック類、包装紙、収納袋、紙くずその他これらに類するポイ捨ての対象となる全てのものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、吸い殻入れその他の定められたもの又は場所以外に捨てることをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 占有者等 土地又は建物若しくは工作物の占有者、管理者又は所有者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他飼養される動物をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、地域の環境美化の推進等に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、地域の環境美化の推進等に関し、市民等、事業者及び占有者等の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境美化意識を高め地域の環境美化の推進に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境を損なうことのないよう必要な措置

を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、占有し、管理し、又は所有する土地、建物、又は工作物及びその周辺の環境美化に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(空き缶等のポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止等)

第8条 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、公共の場所又は他人の所有地等に当該飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄してはならない。

2 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、当該飼い犬等の習性、行動等が他人の生活環境を害することのないよう、適正にこれを飼養しなければならない。

(落書きの禁止)

第9条 市民等は、公共の場所又は他人の所有地等に存する建物その他工作物に落書きをしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 飲料若しくは食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機が設置されている場所又はその周辺に回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、歩き、走り、又は自転車等（自転車、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）で走行するときは、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において喫煙をするときは、携帯用の灰皿を使用し、又は灰皿等が設置されている場所を利用しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第13条 市長は、第10条の規定に違反した者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に空き缶等のポイ捨てをした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

## 5 宇部市空き家等の適正管理に関する条例

〔平成24年6月26日〕  
宇部市条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、市民の生活環境の保全及び安心で安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建物、倉庫、塀その他工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 老朽化が著しい建物、倉庫、塀その他工作物で、倒壊若しくは建築材等の飛散のおそれのある危険な状態、不特定の者の侵入による火災若しくは犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除草、枝打ち等が必要な状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する建物、倉庫、塀その他工作物又はその敷地を所有し、相続し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態とならないよう適正に維持管理しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 空き家等を適正に管理し、及び空き家等が管理不全な状態となることを防止するための市民等の意識の啓発、情報の提供その他必要な措置に関すること。
- (2) 管理不全な状態となった空き家等に対する改善又は解消を図るため必要な措置に関すること。

(実態調査)

第6条 市長は、第3条に規定する管理が行われていない空き家等があると認めるとき又は第4条の規定による情報の提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空き家等の所有者等の特定及び所在の把握のため必要な調査を行うことができるほか、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、当該空き家等の危険な状態の程度等に関し調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の規定による立入調査の結果、空き家等が管理不全な状態となるおそれがあるとき又は管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導を受けた空き家等の所有者等がその助言又は指導に係る措置をとらなかったときは、当該空き家等の所有者等に対し、生活環境の保全上必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告をしたにもかかわらず、当該勧告を受けた空き家等の所有者等がその勧告に係る措置を取らなかったとき又は空き家等がなお管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人あつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等がその命ぜられた行為を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(空き家等対策審議会)

第12条 市長の諮問に応じ、管理不全な状態となった空き家等に対する措置に関する事項及び空き家



等の適正な管理の確保に関する事項を調査審議させるため、宇部市空き家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 建築士
  - (2) 弁護士
  - (3) 学識経験者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。  
(警察その他の関係機関との連携)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第6条から第11条までの市長が行う措置に関する情報を提供し、及び空き家等の管理不全な状態を解消するため必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和22年条例第24号)の一部を次のように改める。

## 6 宇部市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(昭和 55 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活環境の保全と、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再利用又は、再生利用が可能な再生資源化対象物を集団回収した地区推進団体に奨励金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「集団回収」とは、第 1 条を目的とし、第 2 号に規定された団体が再生資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 「地区推進団体」とは、自治会、環境衛生連合会支部、婦人会、PTA、子供会等で組織する営利を目的としない団体（以下「団体」という。）をいう。
- (3) 「再生資源化対象物」とは、次にあげるものをいう。
  - ア 古 紙 古新聞紙、古雑誌、段ボール
  - イ 古 織 維 類 古着、端切布等（天然繊維に限る）
  - ウ 金 属 類 空缶、金属屑等
  - エ 空きびん類 酒びん、ビールびん、ジュースびん等

(登録)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収地区推進団体登録申請書（新規・変更）（様式 第 1 号）を市長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定により、登録した団体は、登録申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請をしなければならない。

(交付申請)

第 4 条 奨励金を受けようとする団体は、再生資源集団回収奨励金交付申請書（様式 第 2 号）に業者が発行する引取伝票を添えて速やかに市長に申請するものとする。

2 第 1 項により、団体が交付申請できる範囲は、登録した日以降で、当該年度内又はその前年度において実施した集団回収に係るものとする。

(奨励金の基準及び交付額)

第 5 条 市長は、集団回収を実施した団体に対し、毎年度予算の範囲内で、再生資源化対象物 1 キログラム当たり、5 円の割合で算出した金額を奨励金として交付する。

(交付決定)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認められたときは、速やかに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式 第 3 号）により、申請者に通知するものと

する。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、再生資源集団回収奨励金交付請求書(様式 第4号)を市長に提出し、奨励金の交付を請求するものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、団体が次の各号に該当するときは、登録の取消をすることができる。

- (1) 再生資源化対象物の取引において、不正な行為があったとき。
- (2) 奨励金の請求内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録取消の申し出があったとき。

2 市長は前項の規定により、登録を取り消すべき事由が発生した日以降に行われた再生資源化対象物の取引について、交付した奨励金がある場合は、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に再生資源化対象物を売却したのものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

## 7 宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱

(平成13年8月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、市、事業者及び市民が一体となって、事業系廃棄物の発生の抑制及び再生利用等による資源化（以下「廃棄物の減量化」という。）を推進し、もって廃棄物循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この要綱の目的を達成するため、廃棄物の減量化に関する必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

(廃棄物の発生の抑制)

第4条 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発並びに製品、容器等の修理及び回収を行うための体制の確保その他の方法により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(廃棄物の資源化)

第5条 事業者は、資源化が可能な物についての分別の徹底その他資源化を推進するための必要な措置を講じなければならない。

(適正包装の推進等)

第6条 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、その包装、容器等に係る基準の設定その他の方法により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、資源化が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材の回収等を行うことにより、容器、包装材等の資源化を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等を行うに際して当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又は返却するときは、その回収等に努めなければならない。

(特定事業所)

第7条 市長は、店舗、事務所、旅館（ホテル）、興行場、百貨店、学校その他の用途に供される延べ床面積が500㎡以上の事業所のうちから、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出するものを特定事業所として指定することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延べ床面積が500㎡未満の事業所を指定することができる。

2 特定事業所の事業者は、当該事業所から発生する事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書（別記様式）を作成し、毎年1回、市長に提出するものとする。

3 前項の計画書に記載した事項に変更があったときは、当該計画書を提出した事業者は、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

## 8 宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度実施要綱

(平成15年6月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所又は事業者によって構成される団体（以下「事業所等」という。）を「宇部市ごみ減量等優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定し、事業所等の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化等の一層の推進に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所等
- (2) 一般廃棄物の再利用又は再生利用に積極的に取り組んでいる事業所等
- (3) その他一般廃棄物の減量化等に関する活動について、市長が特に優良と認める事業所等

(認定の基準)

第3条 優良事業所の認定の基準は、別表に掲げる要件を3項目以上満たすものとする。

(認定の申請)

第4条 優良事業所の認定を希望する事業所等は、宇部市ごみ減量等優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所等に認定証（様式第2号）及びステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

(有効期間)

第6条 前条の認定証の有効期間は、優良事業所の認定をした日から次条第1項の規定による認定の取消の日までとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に規定する基準を満たさないこととなったときその他優良事業所としての認定が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により優良事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、第5条の認定証及びステッカーを市長へ返還しなければならない。

(認定による支援)

第8条 市長は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項についての広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(資源化・減量化計画書の提出)

第9条 優良事業所の認定を受けた事業所等は、毎年度事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書を提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要に応じ、優良事業所に対し、一般廃棄物の減量化等に関する活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(表彰)

第11条 市長は、宇部市表彰条例（平成13年条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、一般廃棄物の減量化等に関する活動の成果が顕著な優良事業所について、毎年1回、表彰するものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において表彰状を授与して行うものとする。

3 被表彰者の決定の手続は、次のとおりとする。

(1) 被表彰者の選考を公平かつ適正に行うため、宇部市ごみ減量等優良事業所表彰選考審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において被表彰者の選考を行うものとする。

(2) 被表彰者は、前号の規定による選考に基づき、市長が決定する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	要 件	取 組 の 内 容 の 例
1	レジ袋削減に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジ袋の無料配布の中止（レジ袋の有料化）を実施している。</li> <li>・ 買い物袋持参運動を推進している。</li> <li>・ レジ袋不要の協力の声かけを実施している。</li> <li>・ レジ袋不要カード制を導入している。</li> <li>・ スタンプ制等を導入し、レジ袋の削減に努めている。</li> <li>・ 買い物袋を販売している。</li> <li>・ マイバスケット制を導入している。</li> </ul>
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易包装を実施している。</li> <li>・ 簡易包装協力の声かけを実施している。</li> <li>・ 贈答品の包装の際、化粧箱や包み紙を極力使わないようにしている。</li> <li>・ メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている。</li> </ul>
3	使い捨て容器・ 使い捨て製品の 使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詰め替え製品を積極的に販売している。</li> <li>・ 飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している。</li> <li>・ プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している。</li> <li>・ 量り売りを積極的に推進している。</li> </ul>
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている。</li> <li>・ 酒類を販売している店舗で、ビールびんや一升びんなどの生きびんの引取りを積極的に図っている。</li> </ul>
5	消費者に対する PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている。</li> <li>・ 再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。</li> <li>・ 販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。</li> </ul>
6	紙ごみの減量化の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている。</li> <li>・ 両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる。</li> <li>・ トイレトペーパーやコピー用紙は、再生紙を使用している。</li> <li>・ 排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている。</li> </ul>
7	従業員への環境 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝礼や研修会などを通じて、従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている。</li> <li>・ 従業員に対して、ごみの分別について指導をしている。</li> </ul>



8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している。</li> <li>・ 取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる。</li> <li>・ 会議資料のOHPの利用や電子メールの導入により、ペーパーレス化を推進している。</li> </ul>
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ処理機の導入など、食品廃棄物の削減に取り組んでいる。</li> <li>・ 食品廃棄物を再生利用事業者に引き渡し、リサイクルしている。</li> <li>・ 資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる。</li> <li>・ 事業所内に分別BOXを設置している。</li> </ul>
10	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故障や破損した製品の修理を行っている。</li> <li>・ フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について、便宜を図っている。</li> <li>・ 再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている。</li> </ul>

## 9 宇部市簡易包装推進協力店制度実施要綱

(平成17年7月14日)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制のため、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している市内の小売業者を宇部市簡易包装推進協力店（以下「簡易包装協力店」という。）として登録し、その取り組みを広く周知することにより、販売業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化の一層の推進に資することを目的とする。

(簡易包装協力店)

第2条 簡易包装協力店は、次のいずれかの事項を実施している市内の小売業の店舗とする。

- (1) 過剰包装の防止に努めている。
- (2) 消費者に対し簡易包装への協力の声かけを実施している。
- (3) 仕入先に対し包装、梱包等の簡素化を図るよう働きかけている。
- (4) 従業員に対して、簡易包装についての社内教育を行い、意識の啓発を図っている。

(登録申込)

第3条 簡易包装協力店の登録を希望する店舗は、宇部市簡易包装推進協力店申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録等)

第4条 市長は、前条申込書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、簡易包装協力店として登録するとともに、当該申込書を提出した店舗に簡易包装推進協力店表示ステッカー（様式第2号）を交付するものとする。

(市による支援)

第5条 市長は、簡易包装協力店の名称、簡易包装推進に関する取組内容その他の事項についての広報を行うとともに、当該取組を支援するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、簡易包装協力店が事業を廃止し、若しくは休止したとき又は第2条に規定する要件を満たさないこととなったときその他簡易包装協力店としての登録が適当でない認めるときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により簡易包装協力店の登録を取り消された店舗は、速やかに、第4条のステッカーを市長へ返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

## 10 宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(平成 23 年 10 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、未給水区域において、安全で安心できる飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。）の安定的な確保を図るため必要な飲用井戸等の給水施設を整備する者に対し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 宇部市の水道整備計画の給水区域（以下「給水区域」という。）の区域外をいう。  
ただし、給水区域内であっても配水管の布設が著しく困難と認められる区域を含むものとする。
- (2) 給水施設 市長が必要と認めた取水、貯水、導水、浄水、送水および配水の施設をいう。
- (3) 水質検査 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる項目について、水質検査機関（水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）又は簡易専用水道検査機関（水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）が検査することをいう。塩素消毒をしない場合は消毒副生物を省略することができる。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合するよう浄化することが可能な浄水器であり、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当するものをいう。
  - ア 飲用水等を供給する給水装置に接続できること。
  - イ 耐用年数が通常の使用方法において 5 年以上であること。

(補助対象地域)

第 3 条 補助対象となる地域は、未給水区域とする。ただし、災害等により緊急に飲用水等を確保する必要があると市長が認める区域にあつては、これを補助対象地域とすることができる。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象となる者は、未給水区域の住宅に居住し、又は居住しようとする者で、単独又は共同利用により飲用水等の給水施設を新設するものであって、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- (1) 過去においてこの要綱によるもののほか、公共事業等に伴う補償又は他の補助を受けた場合で、当該補償又は補助を受けた年度の翌年度から起算して 10 年経過していない場合
- (2) 他人の土地に給水施設を設置する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない場合

(3) 市税を滞納している場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、災害等により既設の水源（井戸、山水等）が枯渇、汚染又は破損したことにより、飲用水等の確保が著しく困難となった場合は、補助対象とすることができる。

(補助対象施設等)

第5条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住の用に供する住宅であることとし、次の施設は除く。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居住用とみなす。）
- (3) 賃貸住宅

2 前条第2項の規定の場合において復旧しようとする給水施設は、補助対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（給水管設備のうち屋内配管は補助対象としない。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 飲用井戸新設時の水質検査費
- (8) 必要に応じて設置する浄水器設置工事費（浄水器の台数は、1世帯当たり1台とし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住し、厨房を共用している場合は、1住居当たり1台とする。）
- (9) 浄水器の設置にあつては、当該設置前に「水質基準不適合」であつた項目に係る当該設置後における水質検査費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 共同利用の施設にあつては、補助対象経費の2分の1以内とし、1戸あたり50万円を限度とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、工事に着手する前に、市長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図

- (2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿（様式第2号。共同利用の場合）
- (3) 土地使用承諾書（様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合）
- (4) 設計図面（平面図）
- (5) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設の使用不要となったことを証する書類（災害等の場合）
- (8) 飲用水等（原水）の水質基準が適合しないことを証明できる書類及び浄水器の性能、仕様を証明できる書類（浄水器を設置する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助しないことを決定したときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により第8条の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第11条 申請者は、前条の通知を受けて事業に着手するものとする。

2 やむを得ない理由による場合には、市の承認を得て、前項によらず事業着手することができる。ただし、交付決定については、前条の規定によるものとする。

（計画の変更等の承認届出）

第12条 第9条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添付の上、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認・不承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報

告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書（経費の内訳記載のもの）又は領収書の写し
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 飲用井戸新設の場合は、別表に掲げる水質検査項目の結果を備えた写し
- (7) 浄水器の設置にあつては、当該設置前に「水質基準不適合」であつた項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第11条第2項の規定により事業着手した者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報告書（様式第8号）に前項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（調査又は報告）

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

（補助金交付の取消し）

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(施設の維持管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により整備した給水施設等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別 表 (第13条関係)

**新設の実績報告に必要な水質検査項目**

No.	項 目 名	基 準
1	一般細菌	100 個/mL 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300m g /L 以下であること。
45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下であること。
46	PH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭 気	異常でないこと。
49	色 度	5 度以下であること。
50	濁 度	2 度以下であること。

\* 水道法 (昭和32年法律第177号) 第4条第2項

**水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) のうちの項目**

# 1 1 宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付要綱

(平成 24 年 10 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安心・安全を図るため、市内においてスズメバチの巣を駆除業者に委託して駆除した者に対し、これに要した経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、スズメバチとは、別表に定める膜翅目スズメバチ科スズメバチ亜科のスズメバチ類（3 属 16 種）をいう。

(駆除の原則)

第 3 条 スズメバチの巣の駆除は、その巣の所在する土地又は建物の所有者又は管理者若しくは賃借する者が責任を持って駆除することを原則とする。

(補助対象となる巣)

第 4 条 補助の対象となるスズメバチの巣は、次のとおりとする。

- (1) 現にスズメバチが活動している巣で、居住の用に供する建物若しくは敷地内又は通学路などの周囲で人が日常的に出入りする場所にあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付対象者は、市内においてスズメバチが営巣する土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者で駆除業者に委託して巣の駆除を行った個人とする。ただし、土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者の特定が困難な場合は、自治会長等現にその巣を駆除業者に委託して駆除を行った者も対象者とする。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、前条の補助対象者が駆除業者に委託して行ったスズメバチの巣の駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が 10,000 円を超えるときは、10,000 円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチの巣の駆除後に、宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。



る。

- (1) 駆除費用の明細が記載された領収書
- (2) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (3) 営巣場所と住居等の位置関係が明確である現場の全景写真を1枚、巣の駆除前（巣が確認できるものに限る。）及び駆除後の写真を各1枚

2 申請は1人につき同一年度内に1回を限度とする。

3 補助金の交付申請の時期は、駆除を実施した日から起算して30日以内とする。

（補助金の交付申請の受付及び交付）

第9条 市長は、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定等）

第10条 市長は、第8条の規定により申請のあったときは、当該申請に係る補助金交付申請書兼請求書を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付額決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

スズメバチ属	クロスズメバチ属	ホオナガスズメバチ属
オオスズメバチ	クロスズメバチ	キオビホオナガスズメバチ
キイロスズメバチ	シダクロスズメバチ	シロオビホウナガスズメバチ
コガタスズメバチ	ツヤクロスズメバチ	ニッポンホオナガスズメバチ
モンズズメバチ	キオビクロスズメバチ	ヤドリホオナガスズメバチ
ヒメズズメバチ	ヤドリズズメバチ	
チャイロスズメバチ		
ツマグロスズメバチ		

## 1 2 環境保全協定

恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するため、「豊かな自然と住みよい環境をめぐみ、持続可能な社会をめざすまち」の構築を目指し、市民、事業者、研究機関及び行政が一体となって環境保全に取り組むことが必要である。

そこで、宇部市（以下「甲」という。）と協定締結企業（以下「乙」という。）は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動を推進することを確約し、宇部市環境保全条例（平成17年条例第8号）第12条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この協定は、宇部市内における乙の事業活動に伴って生じる環境汚染の未然防止を図り、もって環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において「環境汚染」とは、事業活動に伴い生じる大気汚染、水質汚濁、騒音若しくは振動、悪臭、土壌汚染又は廃棄物等によって、人の健康又は生活環境が損なわれることをいう。

2 この協定において「環境への負荷」とは、事業活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

#### （相互協力）

第3条 乙は、甲と連絡を密にし、甲が行う環境保全に関する必要な施策又は調査に対し積極的に協力するものとする。

2 乙は、事業活動に必要な施設（以下「生産施設等」という。）の新增設又は既存施設の変更を行うときは、甲と事前に協議しなければならない。

3 甲は、乙に対し、環境保全上の適切な指導や情報の提供を行うものとする。

4 甲及び乙は、地域はもとより開発途上国への環境保全に関する技術移転、情報交換等について、積極的に相互協力を行うものとする。

### 第2章 環境汚染の未然防止

#### （大気汚染の未然防止）

第4条 乙は、使用燃料の低おう化、施設の熱効率の改善等による硫黄酸化物排出量の削減、排

煙の脱硫、脱硝、集じん装置の整備及び適正な維持管理、粉じん発生施設の密閉化等を図り、大気の汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(水質汚濁の未然防止)

第5条 乙は、排水処理施設の整備及び適正な維持管理を行うとともに、水の循環使用等による汚濁負荷量の削減を図り、水質の汚濁を未然に防止するよう努めるものとする。

(騒音・振動の低減)

第6条 乙は、騒音及び振動の発生施設の配置について十分検討するとともに、消音装置及び防振装置の整備及び適正な維持管理を行い、騒音及び振動の低減に努めるものとする。

(悪臭の未然防止)

第7条 乙は、悪臭発生施設の密閉化、脱臭装置等の整備及び適正な維持管理を行い、悪臭の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

(有害化学物質の排出抑制等)

第8条 乙は、有害化学物質の排出の抑制を図るとともに、当該物質の発生の防止技術の開発及び調査研究に努めるものとする。

2 乙は、有害化学物質による環境汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(廃棄物の排出抑制等)

第9条 乙は、生産施設等において、廃棄物の発生を抑制し、原料化又は再資源化その他の方法により廃棄物の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。

(温室効果ガス等の排出抑制)

第10条 乙は、地球温暖化の防止に向けて、事業所全体として二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の抑制に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する温室効果ガス等の排出抑制活動に対して協力要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

### 第3章 環境保全型事業への転換

(環境管理・監査システムの構築等)

第11条 乙は、環境負荷の少ない事業活動を目指し、環境に関する国際規格の認証取得等による環境管理・監査システムの構築に努めるものとする。

2 乙は、製品の開発をはじめ、製造、流通、販売及び廃棄に至るまで、環境への負荷の低減に配慮した製品づくりに関する調査研究に努めるものとする。

3 乙は、環境保全に向けての組織を整備し、生産施設等の維持管理を徹底するとともに、事業所内の環境教育の充実に努めるものとする。

(緑地等の整備)

第12条 乙は、計画的な緑地の整備を図り、特に生産施設等の新增設に際しては、緑地の拡大に努めるものとする。

2 乙は、事業所及びその周辺の地域の環境美化を推進し、周辺の都市景観と調和した施設の整備に努めるものとする。

#### 第4章 その他の環境保全に関する事項

(事故発生時の措置及び報告の義務)

第13条 乙は、生産施設等において、故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に対して講ずるべき事項を指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

(環境汚染に対する措置及び報告の義務)

第14条 乙は、環境汚染が生じたときは、直ちにその責任において原因の排除、損害の補償その他の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

(報告又は立入調査)

第15条 甲は、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、又はこの協定の実施に関して市職員若しくは学識経験者その他甲が依頼した者に事業所内への立入調査をさせることができる。

2 甲は、前項に規定する報告又は調査の結果を必要に応じ公開することができる。

(周辺住民への対応)

第16条 乙は、周辺住民へ事業内容や環境保全対策等の情報提供を積極的に行うとともに、事故等で周辺住民の生活環境に影響が生じるおそれがあるときは、速やかに周辺住民へ周知するものとする。

2 乙は、周辺住民から環境汚染に関する苦情等があったときは、誠意をもって対処し、必要に応じて改善等の措置を講ずるものとする。

(関連業者等に対する責務)

第17条 乙は、事業所内に常駐する関連業者及び下請業者等に対して、環境保全に関する積極的な指導及び援助を行い、本協定を遵守させるものとする。

(施設の譲渡又は貸付け)

第18条 乙は、施設を譲渡し、又は貸し付けるときは、譲受人又は借受人がこの協定に基づく義務を承継するよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 この協定の施行に関し必要な細目については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

3 この協定は締結の日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年( 年) 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

### 1 3 環境保全協定に基づく細目協定

宇部市（以下「甲」という。）と細目協定締結企業（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日に締結した環境保全協定（以下「協定」という。）第 19 条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定に基づく細目協定（以下「細目」という。）を締結する。

第 1 条 協定第 2 章に定める環境汚染の未然防止については、次の各項の項目を定め、乙は、その数値以下で施設の適正な運転管理を図るものとする。

#### 1 大気汚染の未然防止

##### (1) 硫黄酸化物対策

- ① 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める硫黄酸化物の 1 時間あたりの排出総量は次のとおりとする。

$$q = Q - \sum \alpha s$$

q : 硫黄酸化物協定排出総量 (N m<sup>3</sup>/h)

Q : 山口県が定めた「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」(昭和 63 年山口県告示第 81 号)の規定に基づき決定される硫黄酸化物排出総量に係る許容限度 (N m<sup>3</sup>/h)

$\alpha s$  : 事前協議により山口県告示硫黄酸化物排出総量から削減が義務付けられた硫黄酸化物排出量 (N m<sup>3</sup>/h)

表 1 のとおり

- ② 乙は、山口県が設置した宇部市内の大気環境常時監視測定局のうち、いずれかの観測値が環境基準を超えるおそれが生じたときは、自主的に硫黄酸化物排出量の低減を図るとともに、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づくばい煙排出量の削減要請等があった場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) ばいじん対策

ばいじんの排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(3) 窒素酸化物対策

窒素酸化物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(4) 弗素化合物対策

弗素化合物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(5) 塩化水素対策

塩化水素の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(6) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(7) 粉じん防止対策

乙は、粉じんが飛散するおそれのある施設においては、粉じんの飛散しにくい構造とし、防じん設備の設置に努めるとともに鉱物等の堆積場は、粉じん防止剤の散布等を行い工場内から排出及び飛散する粉じんの低減に努めるものとする。

2 水質汚濁の未然防止

(1) COD（化学的酸素要求量）対策

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定排出水の COD に係る汚濁負荷量は次のとおりとする。

$$l=L-\sum \alpha c$$

$l$  : COD に係る協定汚濁負荷量 (kg/日)

$L$  : 山口県が定めた「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(昭和 62 年山口県告示第 483 号)の規定に基づき決定される COD に係る汚濁負荷

量の許容限度 (kg/日)

α c : 事前協議により山口県告示 COD に係る許容限度から削減が義務付けられた COD に係る汚濁負荷量 (kg/日)

表 3 のとおり

(2) 排出口における排出水の水質汚濁物質の最大濃度は次のとおりとする。

なお、水素イオン濃度については、次表に定める範囲内とする。

表 4 のとおり

(3) 水質汚濁防止法第二条第 2 項第一号に定める有害物質については、排水基準を定める総理府令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) に掲げる許容限度の 90%以内とする。

表 5 のとおり

### 3 騒音・振動の低減

#### (1) 騒音対策

工場敷地境界線における騒音の大きさは次のとおりとする。

表 6 のとおり

#### (2) 振動対策

市街地側工場敷地境界線における振動の大きさは次のとおりとする。

表 7 のとおり

### 4 悪臭の未然防止

排出口からの排出ガスの最大臭気指数は次のとおりとする。

表 8 のとおり

悪臭の測定方法は、三点比較式臭袋法により算出する。



## 5 有害化学物質の排出抑制

- (1) 乙は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」（平成11年法律第86号）に基づき、化学物質を適正に管理して排出量及び移動量を把握するとともに、化学物質の使用量の削減、除害設備等の整備及び適正な管理、環境への負荷の少ない代替物質の利用、研究により、有害化学物質の排出の抑制に努めるものとする。
- (2) 乙は、有害化学物質の管理を徹底し、環境汚染の未然防止を図るものとする。

## 6 廃棄物の排出抑制

乙は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、安定化、再資源化の措置を講じ、廃棄物の最終処分量を2021年度までに2010年度比10%以上の削減に努めるものとする。

## 7 温室効果ガス等の排出抑制

乙は、事業所全体における省資源・省エネルギー化や生産効率の向上及びクリーンエネルギーへの転換等に努め、石炭、重油等の化石燃料の削減を図るとともに、重油換算燃料使用量を2021年度までに1990年度比で19%以上の削減に努めるものとする。

第2条 協定第3章に定める環境保全型事業への転換については、次の各項の項目を定めるものとする。

### 1 環境管理・監査システムの構築等

- (1) 乙は、環境マネジメントシステム（国際環境標準規格 ISO14001、環境活動評価プログラムエコアクション21）の活用等により、環境管理・監査システムを構築するとともに、CSR活動、レスポンシブル・ケア活動等による積極的な環境保全活動を実施するものとする。
- (2) 乙は、環境負荷の低減に配慮した製品づくりと併せ、環境保全技術、省エネルギー、省資源化技術などの開発・研究を促進し、事業化に努めるものとする。
- 甲は、これを積極的に支援するものとする。
- (3) 乙は、関連企業も含め、事業所内の環境教育を計画的に実施するものとする。
- 甲は、これに積極的に協力するものとする。

### 2 緑地等の整備

- (1) 乙は、緑地の整備にあたっては、道路及び市街地側敷地境界線沿い等の効果的な場所に配置するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、生産施設の新増設にあたっては、工場立地法（昭和34年法律第24号）の緑地面積

割合以上の一体的な緑地の配置に努めるものとする。

(3) 乙は、工場立地法の緑地設置対象外の施設等の新增設にあたっては、10 m<sup>2</sup>以上の緑地の設置に努めるものとする。

ただし、工場の敷地面積に対して20%以上の緑地（工場立地法に定める「緑地」をいい、同法に定める「環境施設」は含めない。）を有する場合は除く。

第3条 協定第4章に定めるその他の環境保全に関する事項については、次の事項を定めるものとする。

1 環境保全に関する事項についての報告

乙は、毎年6月末日までに、前年度の大気・水質・騒音・振動・悪臭の調査結果及び産業廃棄物の発生量等を甲へ報告すること。

2 細目の見直し

(1) 5年を目途に項目の見直しを行うものとする。

(2) 乙は、生産施設等の廃止又は休止を行うときは甲へ報告するとともに、生産施設等の新增設又は既存施設の変更その他必要があると認めるときは、項目中の数値を変更するものとする。

3 疑義の解決

本細目に定める事項について疑義が生じたとき、定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記細目締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年（ 年） 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

表 1 (硫黄酸化物排出総量)

工場名	県告示硫黄酸化物 排出許容量 Q (Nm <sup>3</sup> /H)	事前協議削減義務 硫黄酸化物排出量 α s (Nm <sup>3</sup> /H)	硫黄酸化物 協定排出総量 q (Nm <sup>3</sup> /H)
ユーエムジー・エービーエス(株)	11.28	0.87	10.41
セントラル硝子(株)	70.43	32.59	37.84
セントラル化成(株)	7.58	0	7.58
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	149.70	63.93	85.77
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	59.19	2.98	56.21
宇部興産(株)宇部セメント工場	38.31	0.30	38.01
(株)宇部スチール	7.21	3.87	3.34
宇部マテリアルズ(株)	35.20	16.49	18.71
協和発酵バイオ(株)	5.47	0	5.47
宇部アンモニア工業(有)	61.61	7.11	54.50
宇部興産ホイール(株)	3.90	0.74	3.16
太陽石油(株)	14.10	0.40	13.70
ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)	—	—	4.52

説明： ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)については旧楠町にあり、当該地域は大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていないため、Q(県告示硫黄酸化物排出許容量)は設定されていない。よってq(硫黄酸化物協定排出総量)は、各ばい煙発生施設の硫黄酸化物協定排出量の合計値とする。

表 2(ばい煙濃度及び排出量)

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	ばいじん排出量 (kg/H)	窒素酸化物濃度 (ppm)	窒素酸化物排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	弗素化合物濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	弗素化合物排出量 (g/H)	塩化水素濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )		
ユーエムジー・ エービーエス(株)	No.3 ボイラー	0.09	1.93	200	4.29						
	No.5 ボイラー	0.05	1.24	140	3.47						
セントラル硝子(株)	No.1 ボイラー	0.045	8.69	165	31.66						
	No.3 ボイラー										
	No.4 ボイラー										
	No.5 ボイラー										
	塩カル煮詰直火炉										
	塩カル凝縮缶										
	蛍石気流乾燥炉	0.10	1.04	150	1.56						
	ロータリーキルン	0.15	0.57								
	水酸化アルミ気流乾燥機	0.12	0.41								
	硝子溶解炉	0.04	3.01	360	27.09						
	No.1 パッケージボイラー	0.10	0.29								
	廃油焼却施設	0.15	0.36	200	0.48	3.7	8.8	20	1.0		
	弗酸凝縮器					2.5	0.1				
	硫酸洗浄塔					2.5	2.0				
	多目的実験設備					4.0	12.0				
	高純度弗化物ガス製造施設					3.7	38.1				
	BP-1プラント					4.0	4.0				
	BP-11プラント					4.0	4.0				
	BP-12プラント					3.7	3.7				
	PFP-1					4.0	8.0				
	PFP-2					3.7	7.4				
	医薬品原料工場					4.0	0.8	20			
	医薬品原薬工場							20			
	塩酸吸収塔 (廃ガス除害塔)							20			
	活性炭再生炉							20			
	No.1 塩素化反応器								40		
	No.2 塩素化反応器								40		
新マルチパーパス工場						3.7	7.8	20			
セントラル化成(株)	塩安No.2 ドライヤー	0.05	1.35	210	5.67						
	塩安No.3 ドライヤー	0.05	1.75	210	7.35						
	燐安No.2 ドライヤー	0.05	2.48	210	10.42						
	燐安No.3 ドライヤー	0.05	3.55	210	14.91						
	燐安No.4 ドライヤー	0.05	3.55	150	10.65						
	燐安No.2 造粒機スクラバー					3.5	28.0				
	燐安No.3 造粒機スクラバー					3.5	28.0				
	燐安No.4 造粒機スクラバー					4.0	42.0				

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん 濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	ばいじん 排出量 (kg/H)	窒素酸化物 濃度 (ppm)	窒素酸化物 排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	弗素化合物 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	弗素化合物 排出量 (g/H)	塩化水素 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
宇部吉野石膏(株)	乾燥炉	0.06	1.00						
	焼成炉								
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所4号ボイラー	0.06	8.59	350	50.11				
	発電所5号ボイラー	0.04	21.25	250	132.81				
	発電所6号ボイラー	0.01	7.13	40	28.52				
	カテコール熱媒体加熱炉	0.07	0.21						
	排水焼却炉	0.15	0.57					300	2.0
	着色ドライヤー	0.08	1.30	250	4.06				
	脱色ドライヤー	0.07	1.70	200	4.86				
	廃水焼却炉	0.05	0.50	100	1.00			350	0.2
	廃熱ボイラー	0.20	0.94	130	0.61				
	硫安液燃焼炉	0.10	0.59	150	0.89				
	No.2 硫黄焼却炉	0.10	3.85	150	5.78				
硝酸製造設備			200	6.57					
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場西地区	第二発電所第1号ボイラー	0.09	8.19	400	36.40				
	第二発電所第2号ボイラー	0.09	16.93	400	75.24				
	廃水処理廃棄物焼却炉	0.15	0.75	200	0.79			300	2.0
	No.3 硫黄焼却炉 亜硫安塔	0.10	1.30	150	1.95				
	No.3 硫黄焼却炉 7期脱硝設備	0.10	1.10	150	1.65				
	No.3 硫黄焼却炉 8期脱硝設備	0.10	1.10	150	1.65				
宇部興産(株) 宇部セメント工場	西No.1 キルン (NSP)	0.03	14.08	400	188.00			350	0.3
	タンカン熱風炉	0.05	3.30	220	14.52				
	西No.1 乾燥機	0.08	3.33	230	9.57				
	東ロッシェミルNo.1	0.09	3.51	230	8.97				
	東ロッシェミルNo.3	0.09	4.86	230	12.42				
	Uライトキルン	0.05	0.20						
	Uライト原料乾燥機	0.05	0.69	230	3.17				
	パーライトNo.1, 2キルン	0.05	0.38						
	パーライトNo.3, 4キルン	0.05	0.31×2	180	1.12×2				
	パーライトNo.1, 2ドライヤー	0.05	0.44						
	ダイカスト溶解炉	0.20	0.13						
	パーライトUVM	0.05	0.76	210	3.19				
	パーライト堅型No.0, 1, 4	0.05	0.70×3	150	2.10×3				
パーライト堅型No.2, 3	0.05	0.35×2	150	1.05×2					
宇部興産機械(株)	300T焼鈍炉	0.17	1.32	150	1.16				

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん 濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	ばいじん 排出量 (kg/H)	窒素酸化物 濃度 (ppm)	窒素酸化物 排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	弗素化合物 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	弗素化合物 排出量 (g/H)	塩化水素 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
㈱宇部スチール	100T焼鈍炉	0.15	0.76						
	40T焼鈍炉	0.15	0.53						
	20T熱処理炉	0.15	0.16						
	7T熱処理炉	0.15	0.09						
	20T低周波炉	0.05	0.90						
	10T低周波炉	0.10	1.80						
	2T高周波炉	0.10	1.36						
	60T電気炉	0.05	25.00						1.5
	30T電気炉	0.05	19.00						
	10T電気炉	0.05	9.50						
チタン工業(株)	No.2 ボイラー	0.05	0.06						
	乾燥炉 (YD)	0.05	0.78	50	0.78				
	乾燥機 2	0.05	0.74	30	0.44				
ウベボード(株)	乾燥炉No.3	0.05	1.01	150	3.03				
	乾燥炉No.4	0.05	1.01	150	3.03				
	乾燥炉No.5	0.05	0.75	150	2.25				
エムシー・ファーティコム(株)	ロータリードライヤーNo.3	0.05	1.48	150	4.44				
宇部マテリアルズ(株)	No.1 ロータリーキルン	0.05	17.02	360	4.95				
	No.2 ロータリーキルン	0.05		360	7.20				
	No.3 ロータリーキルン	0.05		360	16.20				
	No.4-1 ロータリーキルン	0.05		360	21.60				
	No.4-2 ロータリーキルン	0.05		360	7.20				
	No.6 ロータリーキルン	0.05		360	21.60				
	No.7 ロータリーキルン	0.05		360	7.20				
	No.9 ロータリーキルン	0.05		360	18.00				
	No.2 ロータリードライヤー	0.05		245	2.76				
	No.6 ロータリードライヤー	0.05		245	8.55				
	LM-18	0.05		2.40	200	9.56			
	熱風炉	0.10		1.65	245	4.04			
	宇部アンモニア工業(株)	石炭ボイラー		0.06	10.60	230	40.63		
ガス発生炉スタックA		0.01	0.80	10	0.80				
ガス発生炉スタックB		0.04	0.82	130	2.68				
小型貫流ボイラー2		0.13	0.10						

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん 濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	ばいじん 排出量 (kg/H)	窒素酸化物 濃度 (ppm)	窒素酸化物 排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	弗素化合物 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	弗素化合物 排出量 (g/H)	塩化水素 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
宇部興産ホール株式会社	溶解炉101	0.05	0.11						
	溶解炉102	0.05	0.05						
	溶解炉103	0.05	0.05						
	溶解炉106	0.05	0.12						
	溶解炉107	0.05	0.10						
	溶解炉108	0.05	0.10						
	溶解炉109	0.05	0.18						
	溶解炉110	0.05	0.13						
	ボイラーNo.3	0.05	0.21						
	ボイラーNo.4	0.05	0.20						
太陽石油株式会社	重油ボイラー	0.02	1.17	60	3.51				
	パッケージボイラー	0.02	0.28	80	1.12				
	トランスアルキル化反応器予熱器	0.02	0.06	85	0.26				
	ベンゼン塔リボイラー	0.02	0.82	80	3.29				
	エチルベンゼン塔リボイラー	0.02	0.16	85	0.67				
	スチーム過熱器	0.02	0.86	97	4.17				
ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社	No.1 炉筒	0.15	0.84	100	0.56				
	No.2 炉筒	0.15	0.70	100	0.47				

表 3(COD汚濁負荷量)

工場名	県告示 COD汚濁負荷許容量 L (kg/日)	事前協議削減義務 COD汚濁負荷量 α c (kg/日)	COD協定 汚濁負荷量 θ (kg/日)
ユーエムジー・エービーエス(株)	225.2	26.2	199.0
セントラル硝子(株)	285.2	50.3	234.9
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	1,041.5	209.9	831.6
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	1,940.3	186.8	1,753.5
宇部興産機械(株)	25.7	4.7	21.0
チタン工業(株)	133.7	2.6	131.1
ウベボード(株)	5.0	0.1	4.9
明和化成(株)	1.5	0	1.5
エムシー・ファーティコム(株)	0.6	0	0.6
宇部マテリアルズ(株)	13.7	0.2	13.5
協和発酵バイオ(株)	1,216.6	32.4	1,184.2
宇部アンモニア工業(有)	295.9	10.7	285.2
宇部興産ホール(株)	1.6	0	1.6
太陽石油(株)	76.6	2.0	74.6
ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)	45.4	10.4	35.0



表 4(排水水の水質汚濁物質濃度)

工場名	排水口	pH	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	フェノール (mg/ℓ)	ダイキソ類 (pg-TEQ/ℓ)	備考
ユーエムジー・エービーエス㈱	No.1	6.0 ~ 9.0	35	35		45	3.0			
セントラル硝子㈱	東1	6.0 ~ 9.0	25	10		6	0.3			
	東2	6.0 ~ 9.0	20	15		13	0.3			
	沖	6.0 ~ 9.0	25	20		55.9	1.0		5.0	
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場東地区	東10	6.0 ~ 9.0	25	20		23	2.0		3.0	
	西1	6.0 ~ 9.0	25	20		48	0.8			
	西2	6.0 ~ 9.0	25	20		5	0.8			
	西3, 4	6.0 ~ 9.0	25	15		6	0.2			
	西6	6.0 ~ 9.0	25							
	西7	6.0 ~ 9.0	25							
	西8	6.0 ~ 9.0	25							
電力事業部	No.5, 6	6.0 ~ 9.0	25							
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場西地区	No.1	6.0 ~ 9.0	25							
	No.3	6.0 ~ 9.0	25	44		53	0.3		3.0	
	No.5	6.0 ~ 9.0	25	45		50	0.3			
宇部興産㈱ 宇部セメント工場	東1	6.0 ~ 9.0	30							
	東2	6.0 ~ 9.0	30							
	東3	6.0 ~ 9.0	30							
	東4	6.0 ~ 9.0	30							
	東5	6.0 ~ 9.0	30							
	東6	6.0 ~ 9.0	30							
	東7	6.0 ~ 9.0	30							
	西1	6.0 ~ 9.0	30							

工場名	排水口	pH	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	フェノール (mg/ℓ)	ダイキソ類 (pg-TEQ/ℓ)	備考
宇部興産(株) 宇部セメント工場	西2	6.0 ~ 9.0	30							
	西3	6.0 ~ 9.0	30							
	西4	6.0 ~ 9.0	30							
	沖の山1	6.0 ~ 9.0	30							
宇部興産機械(株)	No.1	6.0 ~ 9.0	30	20						
	No.6	6.0 ~ 9.0	20	15						
	No.7	6.0 ~ 9.0	30	15						
	No.8	6.0 ~ 9.0	30	20						
(株)宇部スチール	No.4	6.0 ~ 9.0	35							
	No.6	6.0 ~ 9.0	35							
チタン工業(株)	No.1	6.0 ~ 9.0	35	10		55	0.4			
	No.2	6.0 ~ 9.0	35	35		50	0.8			
明和化成(株)	中央	6.0 ~ 9.0	20	20		11	3.0	0.8		
エムシー・ファーターコム(株)	東	6.0 ~ 9.0	40	8		38	2.0			
	西1	6.0 ~ 9.0	40	30		40	3.0			
宇部マテリアルズ(株)	No.1	6.0 ~ 9.0	40							
	No.2	6.0 ~ 9.0	40							
	No.3	6.0 ~ 9.0	40							
協和発酵バイオ(株)	No.1	6.0 ~ 9.0	25	35		49	2.5			
	No.2	6.0 ~ 9.0	25	30		5	0.4			
宇部アンモニア工業(有)	No.1	6.0 ~ 9.0	25	15		8	0.4			
太陽石油(株)	No.1	6.0 ~ 9.0	20	20		4.6	1.2			
ルネサスセミコンダクタ 九州・山口(株)	総合排水口	6.0 ~ 8.5	20	12	12	18				

表 5(排水水の水質汚濁物質濃度)

工場名	カドミウム 及び その化合物 (mg/l)	シアン 化合物 (mg/l)	有機磷 化合物 (mg/l)	鉛及び その化合物 (mg/l)	六価クロム 化合物 (mg/l)	砒素及び その化合物 (mg/l)	水銀及び アルキル水銀 その他の 水銀化合物 (mg/l)	アルキル水銀 化合物 (mg/l)	PCB (mg/l)	トリクロロ エチレン (mg/l)	テトラクロロ エチレン (mg/l)	ジクロロメタン (mg/l)	四塩化炭素 (mg/l)	1,2-ジクロロ エタン (mg/l)
ユーエムジー・エービーエス㈱	0.09	0.1	0.9	0.09	0.45	0.09	0.0045	検出され ないこと	0.0027	0.27	0.09	0.18	0.018	0.036
セントラル硝子(株)														
宇部興産(株)														
宇部ケミカル工場東地区														
宇部興産(株)														
宇部ケミカル工場西地区														
宇部興産機械(株)														
(株)宇部スチール														
チタン工業(株)														
明和化成(株)														
エムシー・ファーターコム㈱														
宇部マテリアルズ(株)														
協和発酵バイオ(株)														
宇部アンモニア工業(有)														
太陽石油(株)山口事業所														
ルネサスセミコンダクタ 九州・山口(株)														

工場名	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	チラム (mg/l)	シマジン (mg/l)	チオベンカルブ (mg/l)	ベンゼン (mg/l)	セレン及びその化合物 (mg/l)	ふっ素及びその化合物 (mg/l)	ほう素及びその化合物 (mg/l)	アンモニア・硝酸及び亜硝酸化合物 (mg/l)
ユーエムジー・エービーエス㈱	0.9	0.36	2.7	0.054	0.018	0.054	0.027	0.18	0.09	0.09	14	207	90
セントラル硝子(株)													
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区													
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場西地区													
宇部興産機械(株)													
(株)宇部スチール													
チタン工業(株)													
明和化成(株)													
エムシー・ファーターティコム㈱													
宇部マテリアルズ(株)													
協和発酵バイオ(株)													
宇部アンモニア工業(有)													
太陽石油(株)山口事業所													
ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)	7	9											

表 6(騒音)

工場名	区分	昼間 午前6時～午後9時 (dB)	夜間 午後9時～午前6時 (dB)
ユーエムジー・エービーエス(株)	市街地側境界	65	65
	その他	65	65
セントラル硝子(株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
セントラル化成(株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
宇部吉野石膏(株)	全境界	65	65
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	市街地側境界	65	60
	その他	70	65
宇部興産(株)ケミカル工場西地区	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
宇部興産(株)宇部セメント工場	市街地側境界	70	70
	その他	70	70
宇部興産機械(株)	全境界	65	65
(株)宇部スチール	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
チタン工業(株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
ウベボード(株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
明和化成(株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
エムシー・ファーターイコム(株)	東工場全境界	70	65
	西工場全境界	70	70
宇部マテリアルズ(株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
協和発酵バイオ(株)	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
宇部アンモニア工業(有)	東西境界	65	65
	その他	70	70
宇部興産ホール(株)	全境界	65	65
太陽石油(株)	市街地側境界	70	65
ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)	全境界	65	55

表 7(振動)

工場名	区分	昼間 午前8時～午後7時 (dB)	夜間 午後7時～午前8時 (dB)
セントラル硝子(株)	市街地側境界	65	60
セントラル化成(株)			
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区			
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区			
(株)宇部スチール			
協和発酵バイオ(株)			

表 8(悪臭)

工場名	施設名	臭気指数
ユーエムジー・エービーエス(株)	排ガス処理施設 1	28
	排ガス処理施設 2	28
	204工場	31
セントラル硝子(株)	塩カル煮詰直火炉	33
	塩カル凝縮缶	33
	ソーダ灰製造施設	33
セントラル化成(株)	塩安No.2 ドライヤー	33
	塩安No.3 ドライヤー	33
	燐安No.2 ドライヤー	36
	燐安No.3 ドライヤー	36
	燐安No.4 ドライヤー	36
	燐安No.2 造粒機スクラバー	31
	燐安No.3 造粒機スクラバー	31
	燐安No.4 造粒機スクラバー	31
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	排水焼却炉	31
	廃水焼却炉	31
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	1.6ジオール脱臭炉	31
	廃水処理廃棄物焼却炉	31
宇部興産(株)宇部セメント工場	西No.1 キルン (NSP)	36
(株)宇部スチール	60T電気炉	36
チタン工業(株)	乾燥炉 (YD)	31
	溶解反応機	33
エムシー・ファーティコム(株)	乾燥工程脱臭装置	31
	冷却工程脱臭装置	31
協和発酵バイオ(株)	培養槽	31
宇部アンモニア工業(株)	ガス発生炉スタックA	36
宇部興産ホール(株)	溶解炉101	31
	溶解炉102	31
	溶解炉103	31
	溶解炉106	31
	溶解炉107	31
	溶解炉108	31
	溶解炉109	31
	溶解炉110	31

## 1 4 環境保全協定（ゴルフ場）

宇部市（以下「甲」という。）と協定締結ゴルフ場（以下「乙」という。）とは、宇部市内のゴルフ場事業活動に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、ゴルフ場の事業活動に伴う環境汚染を未然に防止することによって、水質保全を図り、市民の健康の保護と良好な生活環境の保全に努めることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 乙は、関係法令、及び本協定の諸事項を遵守するとともに、甲が行う環境保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の削減に努めるものとする。

2 乙は、使用する農薬等〔農薬取締法（昭和23年法律第82号）第一条の二第1項に規定する農薬、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第二条第1項に規定する肥料、その他環境を汚染するおそれのある薬剤をいう。〕の量を極力抑制するよう努めるものとする。

3 農薬取締法により作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬に指定されている農薬は使用してはならない。

（農薬等使用の制限）

第3条 乙は、農薬等を使用する場合は、気象、地形、周辺の利水状況等に十分配慮し、周辺環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。

2 降雨が予想される場合は、使用を控えるとともに河川等の水域に流入しないように努めるものとする。

3 病虫害等の発生状況を検討し、過度の使用は行わないものとする。

（農薬等使用届出）

第4条 乙は、農薬等の使用にあたっては、その使用状況を速やかに甲へ報告するものとする。

（農薬・肥料使用実績報告書及び使用計画書の提出）

第5条 乙は、毎年1月20日までに、前年の農薬・肥料使用実績報告書及び当該年の農薬・肥料使用計画書を甲へ提出するものとする。

（水質検査の実施）

第6条 乙は、使用される農薬及び肥料の使用量が多い時期に年2回以上、排水口における農薬濃度等の水質検査を行うとともに、その結果を速やかに甲へ報告するものとする。

2 前項の水質検査の採水にあたっては、甲が立会うことができるものとする。

(事前協議)

第7条 乙は、施設の変更により環境に負荷を与える恐れのある場合は、事前に甲と協議しなければならない。

(事故時の措置と報告)

第8条 乙は、農薬等の使用に伴う事故発生並びに、周辺環境への異常が認められ又はその恐れがある場合は、直ちに必要な対策を講じるとともに、甲へ報告しなければならない。

(報告と調査)

第9条 甲は、乙に対し、環境保全のために必要な事項について報告を求め、また、この協定の実施に必要な限度において、甲の職員等にゴルフ場の立ち入り調査をさせることができるものとする。

2 第6条の水質検査及び前項の立ち入り調査において、排水口における農薬等の濃度が別表1に掲げる「農薬等の排水協定値」を超えた場合は、乙は甲の指導を受け、農薬等の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、第1項の規定により調査した資料及び報告は、企業の機密事項を除き、公開することができるものとする。

(苦情への対応)

第10条 乙は、ゴルフ場の事業活動に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは誠意をもってこれに対応しなければならない。この場合において、乙はその結果を甲に報告するものとする。

(市との連絡)

第11条 乙は、環境保全担当者を常置し、環境保全事項について、甲と連絡を密にするものとする。

(承継の義務)

第12条 乙は、ゴルフ場の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、本協定によって生ずる義務を当該第三者に承継させなければならない。

(その他)

第13条 この協定書に定められた事項について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項についても同様とする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



別表1

## 農薬等の排水協定値

農薬成分名	協定値 (mg/l)	農薬成分名	協定値 (mg/l)
<b>【殺虫剤】</b>		<b>【殺菌剤】</b>	
アセタミプリド	0.18	フルトラニル	0.23
アセフェート	0.0063	プロピコナゾール	0.05
イソキサチオン	0.008	ベノミル	0.02
イミダクロプリド	0.15	ペンシクロン	0.14
エトフェンプロックス	0.082	ボスカリド	0.11
クロチアニジン	0.25	ホセチル	2.3
クロルピリホス	0.002	ポリカーバメート	0.03
ダイアジノン	0.005	メトラキシル及びメトラキシルM	0.058 (メトラキシルとして)
チアメトキサム	0.047	メプロニル	0.1
チオジカルブ	0.08	<b>【除草剤】</b>	
テブフェノジド	0.042	アシュラム	0.2
トリクロルホン (DEP)	0.005	エトキシスルフロン	0.1
ピリダフェンチオン	0.002	オキサジアルギル	0.02
フェントロチオン (MEP)	0.003	オキサジクロメホン	0.024
ペルメトリン	0.1	カフェンストロール	0.007
ペンスタップ	0.09	シクロスルファミロン	0.08
<b>【殺菌剤】</b>		ジチオピル	0.0095
アゾキシストロビン	0.47	シデュロン	0.3
イソプロチオラン	0.26	シマジン (CAT)	0.003
イプロジオン	0.3	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.006	トリクロピル	0.006
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	ナプロパミド	0.03
オキシニ銅 (有機銅)	0.04	ハロスルフロンメチル	0.26
キャプタン	0.3	ピリプチカルブ	0.023
クロロタロニル (TPN)	0.04	ブタミホス	0.02
クロロネブ	0.05	フラザスルフロン	0.03
ジフェノコナゾール	0.03	プロピザミド	0.05
ジプロコナゾール	0.03	ベンスリド (SAP)	0.1
シメコナゾール	0.022	ペンディメタリン	0.1
チウラム (チラム)	0.02	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08
チオファネートメチル	0.3	メコプロップカリウム塩 (MCPKカリウム塩)、メコ プロップジメチルアミン塩 (MCPDジメチルアミン塩)、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップ Pカリウム塩	0.047 (メコプロップとして)
チフルザミド	0.05	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.005 (MCPAとして)
テトラコナゾール	0.01	<b>【植物成長調整剤】</b>	
テブコナゾール	0.077	トリネキサバックエチル	0.015
トリフルミゾール	0.05		
トリクロホスメチル	0.2		
バリダマイシン	1.2		
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	0.1		

## 生活環境項目

項目	協定値 (mg/l)
COD (化学的酸素要求量)	20以下
SS (浮遊物質)	25以下